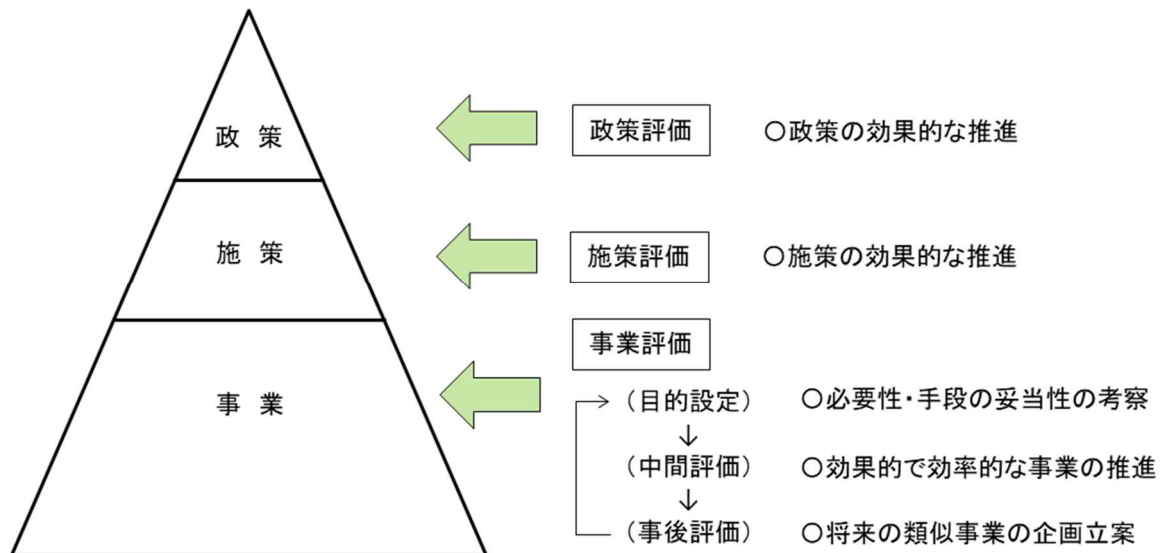


令和 6 年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画等について

I 令和 6 年度の評価実施計画の概要について

1 政策評価・施策評価・事業評価について

(1) 秋田県における評価の体系について



・「令和 6 年度知事が行う政策等の評価」の対象は、6 政策、31 施策、300 事業（中間評価：277 事業、事後評価：23 事業 ※令和 6 年 7 月 31 日時点）となっている。

(2) 事業（中間・事後）評価について

① 評価は、継続中の事業については、「必要性」、「有効性」及び「効率性」、終了した事業については「有効性」及び「効率性」の観点から実施する。

○「必要性」：現状の課題に照らした妥当性

○「有効性」：事業目標の達成状況

○「効率性」：限られた予算で効果を発揮するための取組状況

② 総合評価は、①の評価結果を踏まえ、「A」、「B」、「C」の 3 段階で判定する。

(3) 施策評価について

施策には次の 2 種類の指標が設定されている。

・成果指標…各年度の目標値を設定し、その達成を目指す指標（施策の直接的な効果等を定量的かつタイムリーに把握することができるもの）。

・経過検証指標…目標値は設定しないものの、推移や傾向をしっかりと把握し、検証していく指標（景気やその他の外的要因に大きく影響される指標など、成果指標には適さないが、施策の効果等に関する多角的な検証や取組の改善等に資するもの）。

【参考】目標値設定の考え方

・新型コロナウイルス感染症の影響がない（又は小さい）指標

直近の実績値やすう勢を踏まえ、一層努力することで到達できる「努力型」で設定。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きい指標

令和4年10月1日に行動制限が完全に解除されるものと仮定した上で、コロナ禍のすう勢を考慮して目標値を設定。

- ① 定量的評価は、施策の成果指標の達成状況から判定する。

【成果指標の達成率の判定基準】

配 点	判 定 基 準
4 点	達成率が 100%以上
3 点	達成率が 90%以上 100%未満
2 点	達成率が 80%以上 90%未満
1 点	達成率が 70%以上 80%未満
0 点	達成率が 70%未満
n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評 価 結 果	判 定 基 準
a 相当	判定結果の平均点が 3.6 点以上
b 相当	判定結果の平均点が 3.2 点以上 3.6 点未満
c 相当	判定結果の平均点が 2.8 点以上 3.2 点未満
d 相当	判定結果の平均点が 2.4 点以上 2.8 点未満
e 相当	判定結果の平均点が 2.4 点未満

- ② 定性的評価は、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から、考慮すべき場合に判定する。
- ③ 総合評価は、原則として定量的評価（成果指標の達成状況）により決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因（経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等）がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から「a」、「b」、「c」、「d」、「e」の5段階で判定する。

(4) 政策評価について

- ① 定量的評価は、体系下にある各施策の評価結果の平均点から判定する。

施策評価結果の配点	a:4点、b:3点、c:2点、d:1点、e:0点
A相当	平均点が4点
B相当	平均点が3点以上4点未満
C相当	平均点が2点以上3点未満
D相当	平均点が1点以上2点未満
E相当	平均点が1点未満

- ② 定性的評価は、政策を取り巻く社会経済状況等の要因から、考慮する必要がある場合に判定する。
- ③ 総合評価は、原則として定量的評価により決定する。ただし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で判定する。

Ⅱ 令和6年度の政策等評価の審議について

1 政策評価委員会の所掌事務等について

○秋田県政策等の評価に関する条例

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

○秋田県政策等の評価に関する基本方針

第11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

1 秋田県政策評価委員会の所掌事務

条例第10条第2項に規定する政策等の評価に関する事項とは、実施機関が行った評価結果の妥当性の点検及び評価制度に関する事項をいうものとする。

2 評価結果の妥当性の点検について

(1) 政策評価について

① 総合評価について

○定量的評価と定性的評価による総合的な評価が適正な評価となっているか。

○総合評価の結果と理由に乖離がなく、適正か。

(2) 施策評価について

① 総合評価について

○定量的評価と定性的評価による総合的な評価が適正な評価となっているか。

○総合評価の結果と理由に乖離がなく、適正か。

② 成果指標、経過検証指標に係る評価、分析について

○成果指標の達成状況について、実績値がタイムリーに把握され、達成率に基づく定量的評価が適切に行われているか。

○経過検証指標の達成状況について、指標のすう勢や順位等を可能な限り整理し、分析が適切に行われているか。

③ その他

○記載内容や数値に矛盾点等がないか。

(3) 事業（中間・事後）評価について

① 必要性の観点について（中間評価のみ）

現状の課題に照らした妥当性が明確かつ適切なものか。

② 有効性の観点について

事業目標の達成状況の判定が適切か。

③ 効率性の観点について

限られた予算で効果を発揮するための取組状況が適切なものか。

④ その他

記載内容や数値に矛盾点等がないか。

Ⅲ 政策評価委員会における審議対象の選定について

1 選定の視点について

(1) 県政を推進する上で重要な施策・事業であるもの

(2) 評価の観点から注目すべきもの

※上記に該当するもののうち、極力近年調査審議対象とされていなかったもの

上記の視点に基づき、一連の政策、施策、事業（中間）を審議対象とする。

2 対象の選定について

1の選定の視点により、次の7組を選定

【知事部局】

○政策 戦略1 産業・雇用戦略

施策 目指す姿3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化

事業 建設産業魅力発信事業

○政策 戦略2 農林水産戦略

施策 目指す姿3 水産業の持続的な発展

事業 水産資源戦略的増殖推進事業

○政策 戦略3 観光・交流戦略

施策 目指す姿4 活気あふれる「スポーツ立県あきた」の実現

事業 スポーツのすそ野拡大事業

○政策 戦略4 未来創造・地域社会戦略

施策 目指す姿2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現

事業 あきたの出産・子育て応援事業

施策 目指す姿4 変革する時代に対応した地域社会の構築

事業 多様性に満ちた社会づくり推進事業

○政策 戦略5 健康・医療・福祉戦略

施策 目指す姿4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現

事業 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業

○政策 基本政策3 自然環境

施策 目指す姿1 良好な環境の保全

事業 環境放射能測定事業

○政策 基本政策3 自然環境

施策 目指す姿2 豊かな自然の保全

事業 ツキノワグマ被害防止総合対策事業